平成２９年（フ）第１７８号
岡山県笠岡市緑町６番地11
債務者　小島奈美子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
岡山県笠岡市緑町６番地11
債務者　小島　末雄
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
北九州市八幡西区力丸町15番１―202号
債務者　中村　　考
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５８８号
北九州市若松区東二島３丁目５番４―306号
債務者　久野　由美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６０１号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番15―804号
債務者　助廣　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２８６号
函館市美原１丁目41番16号
債務者　橋本　孝子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９０号
函館市深堀町32番６―204号
債務者　浅野　光洋
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９１号
函館市千歳町16番16号　コーポ千葉２―A
債務者　長尾　美穂
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第８９号
岐阜県揖斐郡池田町片山968番地の５
債務者　**西**山　直美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３７３号
愛知県豊田市鍋田町タカセ１番地の２
債務者　服部由佳里
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
愛知県安城市二本木町荒田149番地２　マンションドリームフェアリー102
債務者　山内絵里加
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１１号
相模原市南区東大沼１丁目２番70号　飯田荘102
債務者　鈴木　高広
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１２号
相模原市南区東大沼１丁目２番70号　飯田荘102
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１４号
相模原市緑区西橋本２丁目３番１―504号
債務者　野尻　朝美（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１５号
相模原市中央区田名1336番地４
債務者　山本　雅美（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４１９号
相模原市南区下溝1055番地６
債務者　大木　浩章（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２０号
相模原市南区下溝1055番地６
債務者　大木しのぶ
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４２４号
神奈川県座間市相模が丘２丁目13番14号　ＴＮハイツ105号
債務者　田邉　丈人
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部